

「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業」
企画提案に係る質問と回答

番号	質問	該当箇所	回答
1	<p>「支援事業者は入札資格を付与した設置事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した設置事業者を決定する。」とありますが、PPA/リース事業では、設置費用が発生せず、月額の利用料として費用が発生します。事業者向けの自家消費型太陽光発電設備では、建物条件によって設置費用が大きく変動し、サービス利用料に反映されるため、審査で最も安価な価格を提示した設置事業者が実案件でも最も安価とは限りません。</p> <p>そのため、安価な価格を提示した上位複数社を設置事業者として採用したうえで、案件ごとに最も安価な価格を提示した設置事業者を決定する方式を検討しているのですが、そのような方式のご提案は可能でしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」4（3） ウ 支援事業者は入札資格を付与した設置事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した設置事業者を決定する。</p>	<p>標準的な条件で最も安価な価格を提示した設置事業者を含む複数社を選定しているのであれば、問題ありません。</p>

2	<p>「支援事業者は設置事業者の決定後に、導入希望者に対し事前見積もりを提示する。ただし、導入希望者の意向による場合、事前見積りを省略しても差し支えない。」と記載がありますが、事前審査、標準仕様による価格競争を行い、一定数の設置事業者の選定後、導入希望者の実際の建物情報を使用して事前見積を行い、最終の設置事業者の決定を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」4（3）</p> <p>エ 支援事業者は設置事業者の決定後に、導入希望者に対し事前見積もりを提示する。</p> <p>ただし、導入希望者の意向による場合、事前見積りを省略しても差し支えない。</p>	<p>支援事業者決定後、「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5（7）アにより、事前に県と選定方法について協議してください。</p>
3	<p>「支援事業者は設置事業者の工事が妥当なものか、状況調査等により施工管理を行う。」と記載がありますが、ここでいう「施工管理」とは、抜き打ちでの現場確認を行う等の対策を行うことで問題ないでしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」4（3）</p> <p>カ 支援事業者は設置事業者の工事が妥当なものか、状況調査等により施工管理を行う。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>

4	<p>「選定基準を満たした設置事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を設置事業者として選定すること。なお、安全かつ確実な設置のために複数の設置事業者を選定することは差し支えないが、その場合は、事前に県と選定方法について協議すること。」と記載がありますが、複数の設置事業者の選定後、導入希望者の実際の建物情報を使用して事前見積を行い、最終の設置事業者の決定を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5（7）</p> <p>ア 太陽光発電設備について、安全かつ確実に設置でき、導入希望者に対して丁寧な対応ができる設置事業者を公募により選定するため、選定基準をそれぞれ作成の上、選定基準に基づき設置事業者の審査を行うこと（安全かつ確実な実施のため、必要に応じて設置件数の上限等を設定することも差し支えない。設置件数の上限等の設定については、支援事業者選定後、協定締結前に、県と協議の上、最終決定すること。）。また、選定基準を満たした設置事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を設置事業者として選定すること。</p>	<p>支援事業者決定後、「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5（7）</p> <p>アにより、事前に県と選定方法について協議してください。</p>
5	<p>「設置事業者の選定に当たっては、県内事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。」と記載がありますが、県内事業者の判断基準は何になりますか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5（7）</p> <p>ウ 設置事業者の選定に当たっては、県内事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。</p>	<p>県内に事務所又は営業所を有する法人、団体（国、地方公共団体等を除く）及び個人事業者です。</p>

6	<p>「JETPVM 認証や TUV 認証又はそれと同等な認証を取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録 (A 登録) に登録されていること。」と記載がありますが、「固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録 (A 登録) に登録されていないといけない理由は何になりますか？</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5 (7) エ (ア) JETPVM 認証や TUV 認証又はそれと同等な認証を取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録 (A 登録) に登録されていること。</p>	<p>JETPVM 認証や TUV 認証又はそれと同等な認証を取得していることを確認するために、太陽光発電パネルの形式登録 (A 登録) に登録されていることを要件としています。</p>
7	<p>「設置事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。なお、設置事業者が下請事業者を利用する場合も同様とする。」と記載がありますが、設置事業者 (PPA 事業者) は自らが電気工事等を行わないことが多いため、電気工事業等の許可を取得していないことが大半となります。設置事業者 (PPA 事業者、リース会社) が利用する設計、施工会社が許認可を取得していれば問題はないという認識でよいでしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5 (7) オ (ウ) 設置事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。なお、設置事業者が下請事業者を利用する場合も同様とする。</p>	<p>実際の施工事業者及び施工管理事業者が条件を満たせば問題ありません。</p>

8	<p>「設置事業者には、工事を監理するものとして、下記の条件を満たす者を選任させること。」と記載がありますが、工事を監理するものは設置事業者（PPA 事業者、リース会社）が利用する設計、施工会社でも問題はないという認識で良いでしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」書5（8）</p> <p>イ 設置事業者には、工事を監理するものとして、下記の条件を満たす者を選任させること。</p> <p>（ア）建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。</p> <p>（イ）太陽光発電設備の施工業務に従事した経験があること。</p> <p>（ウ）業務の実施について専門的な知見を有すること</p>	<p>実際の施工事業者及び施工管理事業者が条件を満たせば問題ありません。</p>
9	<p>「検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有するものを配置すること。」と記載がありますが、第一種～第三種電気主任技術者、または1級～2級電気工事施工管理技士、どちらの資格を有するものを配置するのが望ましいでしょうか。</p>	<p>「千葉県太陽光発電設備共同調達支援事業に係る仕様書」5（8）エ</p> <p>（ウ）検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有するものを配置すること。</p>	<p>適切な検査を実施できる検査者であれば、どちらの資格であっても問題ありません。</p>